

# 学校図書館における特別なサービスと 資料の提供に関する基本方針

—図書館利用に困難のある児童生徒のために—

公益社団法人日本図書館協会 学校図書館部会

2020年6月

## 目次

はじめに	2
1 学校図書館の基本理念と現状	3
(1) 学校図書館の理念	3
(2) 学校図書館を含む図書館全体に関する法律等	3
(3) 日本図書館協会の動きなど	4
(4) 特別支援教育の概要	4
(5) 学校図書館の現状	5
2 学校図書館における誰もが使いやすいサービスの提供	9
方針 1 学校全体で取り組む	9
方針 2 司書教諭・学校司書などは個別の支援を行う	10
方針 3 見やすい・わかりやすい配布資料を作成する	10
方針 4 読書補助具・機器を準備する	11
方針 5 サイン、レイアウト、施設・設備を改善する	12
3 学校図書館におけるアクセシブルな資料の収集と活用	14
方針 6 アクセシブルな資料を収集する	14
方針 7 アクセシブルな資料を製作する：「著作権法」第 37 条に基づく複製	16
方針 8 アクセシブルな資料を製作する：オリジナルな作品づくり	18
方針 9 電子図書が読める環境の整備を行う	19
方針 10 図書館協力を行う	21
4 資料の紹介	23
監修者・本基本方針作成チームメンバー	25

## はじめに

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下、「障害者差別解消法」、2013年6月公布、2016年4月施行)を受けて、日本図書館協会は、2016年3月「図書館における障害を理由とする差別の解消の推進に関するガイドライン」(以下、ガイドライン)をまとめ、公表した。このガイドラインでは学校図書館も対象となっている。

本基本方針作成チームは当初、上記ガイドラインの学校図書館版作成を目的に2019年5月に活動を開始した。遠方のメンバーが多いことから、直接顔を合わせての会議はできなかったが、2020年2月、本基本方針の原案作成にこぎつけた。

一方、2019年6月、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」(以下、「読書バリアフリー法」)が公布、施行された。この法律においても、図書館の範囲に学校図書館が明記されている。

2020年3月、監修者との打ち合わせを行った際に、学校において発達障害等(LD、ADHD、高機能自閉症等)に対する理解が高まっていること、また外国にルーツのある児童生徒の増加、子どもの貧困等に起因する読むこと・学ぶことへの支援を必要とする子どもたちの存在が大きな課題であること等が話し合われた。その結果、当初の目的であったガイドライン学校図書館版の形ではなく、学校図書館独自の課題に対する基本方針を示す、との結論に至った。なお、この基本方針は、当初予定していたガイドライン学校図書館版の内容を含むとともに、本協会のガイドラインとの併用を妨げるものではない。

この基本方針は、読むこと・学ぶことへの支援を必要とする児童生徒に対して、学校図書館が行う具体的な活動内容をまとめたものである。学校司書及び司書教諭が、図書館の日常業務の中で行う支援やサービスや資料提供を見直し、改善するための指針となることを願う。

## 1 学校図書館の基本理念と現状

### (1) 学校図書館の理念

学校図書館において、読むこと・学ぶことへの支援を必要とする児童生徒に対する理念として、「IFLA/ユネスコ学校図書館宣言」と文部科学省の「学校図書館ガイドライン」の2つをあげることができる。

「IFLA/ユネスコ学校図書館宣言」(1999)は、学校図書館のグローバルな基準である。「学校図書館の使命」の中に次のような記述がある。

学校図書館サービスは、年齢、人種、性別、宗教、国籍、言語、職業あるいは社会的身分にかかわらず、学校構成員全員平等に提供されなければならない。通常の図書館サービスや資料の利用ができない人々に対しては、特別のサービスや資料が用意されなければならない。

「学校図書館ガイドライン」は、文部科学省「学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議」による「これからの学校図書館の整備充実について(報告)」(2016年10月)で示された。「学校図書館における図書館資料」の中に次のような記述がある。

発達障害を含む障害のある児童生徒や日本語能力に応じた支援を必要とする児童生徒の自立や社会的参画に向けた主体的な取組を支援する観点から、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた様々な形態の図書館資料を充実することも必要である。(以下省略)

学校図書館は、支援を必要とする利用者に対して、特別なサービスや資料を用意する必要があると示されている。

### (2) 学校図書館を含む図書館全体に関する法律等

学校図書館を含む図書館全体に関する法律には、「障害者差別解消法」と「読書バリアフリー法」がある。

「障害者差別解消法」(2013年6月公布、2016年4月施行)は、2006年国連総会において採択された「障害者の権利に関する条約」(日本での批准は2014年)を受けて制定された。障害のある人に対する「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」を定めている。

「読書バリアフリー法」は、2019年6月に公布、施行された。この法律は、視覚障害者等の読書環境の整備推進に関し、国や自治体が果たすべき責務、図書館利用に関わる体制の整備を明記している。ここであがっている図書館には、学校図書館が明記されている(第9条)。

2019年10月、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に係る関係省庁等会議(文科省、文化庁、厚労省、総務省、経産省、国立国会図書館)、及び「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に係る関係者協議会」の設置要綱が発表された。同関係者協議会は同年11月までに5回開催され、国の基本計画策定(2020年6月予定)に向け、活動中である。

上記の2つの法律とは別に、学校図書館と関わりのある法律として、2008年に公布・施行された「障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律」（以下、「教科書バリアフリー法」）がある。さらに2009年に「著作権法」の一部が改正され、2010年に施行された。この改正「著作権法」の第37条第3項により、学校図書館においても視覚障害者等の利用のために著作権者の許諾を得ることなく複製が行えるようになった。

### （3）日本図書館協会の動きなど

公益社団法人日本図書館協会は、「障害者差別解消法」に対し、2015年12月「図書館利用における障害者差別の解消に関する宣言」を発表、2016年3月「図書館における障害を理由とする差別の解消の推進に関するガイドライン」をまとめ、公表した。このガイドラインは「学校図書館や大学図書館、その他の学校にある図書館・室等も対象とする。」となっている。2017年には、このガイドラインに寄せられた質問をQ&A形式にまとめた「図書館における障害を理由とする差別の解消の推進に関するガイドラインQ&A」を発表した。

2015年前後、学校図書館の各種研究会等で、学校図書館における障害を理由とする差別解消に関するテーマがとりあげられた。また全国学校図書館協議会が毎年行う学校図書館調査においても、2016年度調査から「障害者差別解消法の取り組み」に関する項目が加わった。日本図書館協会学校図書館部会は、2018年の夏季研究集会で「インクルーシブ時代の学校図書館」と題する講演（専修大学教授野口武悟氏）を実施し、このことが契機となって、2019年度学校図書館部会活動計画として、「図書館における障害を理由とする差別の解消の推進に関するガイドライン」（学校図書館版）を作成することになった。このガイドライン（学校図書館版）の作成が、基本方針作成へと変わった経緯については、「はじめに」で述べた通りである。

### （4）特別支援教育の概要

2006年の「学校教育法」の一部改正により、2007年度より「特別支援教育」がスタートした。「特別支援教育」とは、「従来の特殊教育の対象の障害だけでなく、LD、ADHD、高機能自閉症を含めて障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人一人の教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うものである（注1）。」

従来の「特殊教育」は、障害の種類や程度に応じ、盲・聾・養護学校や特殊学級といった特別の場で指導を行うものであった。しかし、通常学級に在籍するLD、ADHD、高機能自閉症等の状態を示す児童生徒の割合は、2012年の文部科学省の調査によると、約6.5%と報告されている（注2）。「特殊教育」から「特別支援教育」への転換は、従来の特殊教育の対象となっている児童生徒に加え、通常学級に在籍するこれらの児童生徒に対し

でも適切な指導及び必要な支援を行うものであり、対象となる児童生徒の拡大が図られただけでなく、通常学級が特別支援教育の場の1つとして初めて位置づけられたのである。

「特別支援教育」の対象は、あくまでも障害のある児童生徒に限定されているが、特別な教育的ニーズを持つ児童生徒は、障害がある児童生徒だけではない。通常学級には、母語が日本語ではない外国籍の児童生徒や虐待を受けている児童生徒、さらにはギフテッド（注3）等も学んでいる。従って、すべての学校において、障害のある児童生徒を含むこれらの特別な教育的ニーズを持つ児童生徒を対象に、一人一人が抱える困難さや多様なニーズにより重点を置き、ニーズに応じた支援を行っていく必要がある。

また、障害の重度・重複化や多様化が進む状況を背景に、従来の盲学校、聾学校、養護学校（知的障害、肢体不自由、病弱）は、「特別支援学校」に、特殊学級は、「特別支援学級」に統一され、複数の障害種の児童生徒の教育を行うことができるようになった。障害種や障害名に捉われることなく、より一人一人の困難さやニーズに対応した支援や指導を行うことに重点が置かれるようになったのである。

従って、すべての学校図書館においても、これらの特別な教育的ニーズを持つ児童生徒に対して、個々のニーズに応じたサービスや支援を行っていくことが求められており、特別支援学校の図書館においてもそれは同様である。

（注1）文部科学省「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）のポイント」 2003.3

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/054/shiryo/attach/1361207.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/054/shiryo/attach/1361207.htm)（参照 2020.3.31）

（注2）文部科学省「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果」 2012.12.5 p.3

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/material/\\_icsFiles/afieldfile/2012/12/10/1328729\\_01.pdf](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/_icsFiles/afieldfile/2012/12/10/1328729_01.pdf)（参照 2020.3.31）

（注3）生まれつきの才能があること。すぐれた知能を持つこと。（デジタル大辞泉）

## （5）学校図書館の現状

### ①読むこと・学ぶことへの支援を必要とする児童生徒の現状

特別支援教育の対象となっているのは、特別支援学校、小学校・中学校・高等学校における特別支援学級、通常の学級に在籍して通級による指導を受けている児童生徒、加えて通常の学級に在籍していて障害により特別の支援が必要な児童生徒（診断を受けていなくても困難のある児童生徒を含む）である。

文部科学省の資料（2018.6.1）では、「義務教育段階の全児童生徒数は減少傾向にある一方、特別支援教育の対象となる児童生徒数は増加傾向にある。」という。特に、発達障害（LD、ADHD、高機能自閉症等）の可能性のある児童生徒は、通常の学級にも多く在籍している（注1）。

高等学校においては発達障害等の生徒は、全日制に比べて、定時制・通信制で学んでいる割合が高い（注2）。高等学校の場合、小・中学校に比べて通級による指導が制度化されておらず課題となっていたが、2018年度より制度化された。

また、現在、公立学校において日本語指導が必要な児童生徒が増え、急速な対策や支援の必要が高まっている。「日本語指導が必要な児童生徒が在籍している学校は全体の2割」（注3）、地域にもよるが、指導が必要な児童生徒が100人以上在籍する学校から、1人のみ籍している学校と人数は大きく異なる。しかし、支援が必要なことは同じである。日本語指導が必要な児童生徒の母語については、多岐にわたっている。ポルトガル語、中国語、フィリピン語が多い。多言語に対応することで、児童生徒の理解につながり信頼関係も深まることになる。

さらに、子どもの貧困の問題も深刻になっている。子どもの貧困対策として、教育の支援等があがっている。

読むこと・学ぶことへの支援を必要とする児童生徒は、多岐にわたっている。特別支援学校、特別支援学級等の特別な支援を必要とする児童生徒だけでなく、通常の学級に在籍する発達障害等のある児童生徒、日本語指導を必要とする児童生徒、貧困に起因する低学力の児童生徒なども含めて、個々の教育的ニーズに合わせた適切かつ必要な支援を行っていくことが求められている。

支援を必要とする児童生徒が困らずに生活ができ、学習に集中できる環境を整え、将来の自立と社会参加に向けての取り組みのために、学校図書館がなすべきことを考える必要がある。

## ②小・中・高等学校等の学校図書館の現状

「学校図書館法」によると、すべての学校（小学校・中学校・高等学校・義務教育学校・中等教育学校・特別支援学校）には、図書館の設置をしなければならないとある。学校図書館が上記の児童生徒に対して必要な支援を行うために課題となっているのは、図書館図書費と人的整備である。

図書館図書費に関しては、小学校・中学校・特別支援学校においては国の予算措置（地方財政措置）があり、自治体による差はあるものの、一定程度の措置はされているということが出来る。問題なのは、人的整備である。

司書教諭の場合は、12学級以上の学校にはほぼ100%近く配置されているが、11学級以下の学校では30%ほどの配置になる。さらに司書教諭は、教諭と兼ねて図書館の仕事をするため、週のうち平均2時間ほどしか学校図書館を担当する時間がない（注4）。

学校司書の配置状況は、文部科学省の平成28年度「学校図書館の現状に関する調査」によれば、小学校59.2%、中学校58.2%、高等学校66.6%である（注5）。学校司書の配置や勤務形態は自治体によりさまざまである。高等学校においては、小・中学校と比較して正規職員の学校司書が採用されている割合が高い。

その結果、小・中・高等学校の学校図書館において、司書教諭・学校司書の両方がいる

学校、どちらか片方だけの学校、両方ともいない学校といった人的整備の格差が生じている（注6）。学校司書の配置についても、自治体によって格差があり、1校1名の配置、週5日勤務、有資格者採用の学校司書配置を実現している自治体は、決して多くない。支援を必要とする児童生徒に対して、学校図書館として対応するためには、この人的整備の不備の解消が急務となっている。

### ③特別支援学校の学校図書館の現状

特別支援学校においては、もっと条件が悪い。学校図書館未設置の学校もあり、また、学校図書館を設置していても、他の部屋と兼用している場合もある。学校司書の配置状況も、文部科学省平成28年度「学校図書館の現状に関する調査」によれば、小学部9.1%、中学部6.5%、高等部10.6%と、特別支援学校における学校司書配置率の極端な低さが浮き彫りとなっている。

1校あたりの蔵書冊数（平成27年度末）も、小学校8,920冊、中学校10,784冊、高等学校23,794冊に対して、特別支援学校は小学部1,943冊、中学部1,516冊、高等部1,771冊である（注7）。蔵書冊数においても、特別支援学校は極端に低いと言わざるを得ない。文部科学省は「学校図書館の現状に関する調査」において、蔵書冊数の基準である図書館図書標準（小学校・中学校・特別支援学校）の達成率を示しているが、100%達成している学校の割合は、小学校66.4%、中学校55.3%に対して、特別支援学校の小学部14.0%、中学部3.7%である（注8）。

特別支援学校の図書館は、小学校・中学校・高等学校の学校図書館と比べるとかなり厳しい状況におかれている。学校図書館の施設・設備や資料等の環境整備、個々の児童生徒の抱える困難さやニーズに応じて図書館サービスを提供できるのは、学校図書館に関わる「人」である。特別支援学校では、小学部、中学部、高等部、さらには幼稚部や高等部専攻科を設置している学校もあり、在籍する児童生徒の生活年齢が幅広く、障害の程度や発達段階も多様であることから、一人一人のニーズに応じた多様な資料を整備する必要がある。さらに問題なのは、特別支援学校の校種間で大きな差があることである。視覚や聴覚障害の特別支援学校の学校図書館では、ある程度環境が整っている一方で、知的障害の特別支援学校の学校図書館は一段と厳しい状況に置かれている。

これらの状況をふまえて、障害の重度・重複化、多様化に対応できる特別支援学校の学校図書館の施設・設備や資料、人的な体制等の一刻も早い環境整備が望まれる。

（注1） 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課「特別支援教育の対象の概念図（義務教育段階）」『特別支援教育行政の現状と課題』 2018.6.1 p.2  
[http://zent2014.xsrv.jp/htdocs/?action=common\\_download\\_main&upload\\_id=399](http://zent2014.xsrv.jp/htdocs/?action=common_download_main&upload_id=399)  
（参照 2020.3.31）

（注2） 文部科学省「高等学校における特別支援教育の推進について 高等学校ワーキング・グループ報告」 2009.8.21 p.3



[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/054/shiryo/\\_\\_icsFiles/afieldfile/2009/11/05/1283675\\_3.pdf](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/054/shiryo/__icsFiles/afieldfile/2009/11/05/1283675_3.pdf) (参照 2020.3.31)

(注3) 教育再生実行会議「公立学校における日本語指導が必要な児童生徒の現状②」 『全ての子供たちの能力を伸ばし可能性を開花させる教育へ（第九次提言参考資料）』（教育再生実行会議）  
2016.5.20 p.52

[http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kyouikusei/pdf/dai9\\_sankou.pdf](http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kyouikusei/pdf/dai9_sankou.pdf) (参照 2020.3.31)

(注4) 文部科学省「平成28年度「学校図書館の現状に関する調査」の結果について」 2016.10.13  
p.2

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/dokusho/link/\\_\\_icsFiles/afieldfile/2016/10/13/1378073\\_01.pdf](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/link/__icsFiles/afieldfile/2016/10/13/1378073_01.pdf) (参照 2020.3.31)

(注5) 前掲注4 p.5

(注6) 前掲注4 p.6

(注7) 前掲注4 p.8

(注8) 前掲注4 p.8

## 2 学校図書館における誰もが使いやすいサービスの提供

学校図書館は、通常の図書館サービスや資料の利用における困難を解消する特別のサービスや資料を用意しなければならない。

「障害者差別解消法」は、合理的配慮の提供の義務化及び計画的・継続的な基礎的環境整備を求めている。これを、学校図書館サービスに当てはめて考えると、合理的配慮は直接サービス、基礎的環境整備は間接サービスととらえることができる。また、基礎的環境整備は合理的配慮の的確な提供に向けての環境づくりと言える。

学校図書館の環境整備、環境づくりは計画的・継続的に取り組んでいくことが必要である。また、合理的配慮が必要な児童生徒には、個々に合わせた支援を用意し、提供していくことも必要である。

### 方針 1 学校全体で取り組む

学校図書館において支援を行う際、この支援は学校図書館だけが行うのではなく、学校全体で取り組むとの共通理解が必要である。以下にあげる取り組みが考えられる。

#### ・情報を共有する

通常の学校図書館サービスや資料の利用ができない児童生徒に対して、障害のない児童生徒と実質的で対等なアクセスを提供するため、司書教諭・学校司書は児童生徒本人や保護者のニーズや要望を的確に把握し、対応策を共有する必要がある。従って、特別支援教育コーディネータや学級担任などとの連絡体制を構築するなど、協力を得て行うことが大切である。具体的な方法については、特別支援学校の取り組みや公共図書館の「障害者サービス」に学んでいくことが、ヒントを得る有効な手掛かりになる。

#### ・研修会を行う

司書教諭・学校司書が個別のさまざまな支援を行う、あるいは学級担任等と情報共有を行うために、全教職員を対象に意識と理解の向上に資する研修会等を行うことが重要である。以下に例示する。

- ・特別支援教育の目的や意義、さまざまな障害やその支援方法、コミュニケーション手段
- ・権利条約や法律に関する知識・技能の向上に関わる研修
- ・障害児童生徒の読書特性と支援方法
- ・学校図書館の活用やデイジー（DAISY：Digital Accessible Information SYstemの略）に関する研修
- ・著作権に関する研修など

実際の研修会の内容や講師等については、特別支援学校での実践例を参考にしたり、各自治体の教育委員会、日本図書館協会、都道府県立図書館等に相談する。

## 方針2 司書教諭・学校司書などは個別の支援を行う

司書教諭・学校司書等は児童生徒それぞれの状況を考え、提供すべきサービスを個別に判断して実施していく。以下、例を示す。

- **物理的環境への配慮** 資料が高い所にあり手が届かなそうな児童生徒がいたら取って渡す、通路の障害物を取り除くなど。
- **コミュニケーションの配慮** 手話、筆談、音声、点字、拡大文字、身振りサインによる合図、筆談ボード・コミュニケーションボードの利用など。
- **図書館利用の支援** 貸し出しカード・リクエストカード等の代筆、検索の代行、教室へ出張しての貸し出し、座席の事前の確保など。
- **配布物の配慮** 配布資料の表記の工夫（フォント、ふりがな、拡大など）、必要に応じて音訳、点訳など。
- **ルールの変更** 資料貸し出しの期間延長や点数拡大など。利用者の事実上の平等を促進し達成するために必要な措置。通常クラスに在籍している児童生徒には難しい面もあるが、特別支援学級の児童生徒が学級として借りに来たようなときにはこういう対応もある。
- **資料へのアクセスについての個別対応** 対面朗読の提供、ニーズに応じた資料の提供や製作など。

## 方針3 見やすい・わかりやすい配布資料を作成する

学校図書館が作成し配布するものに、図書館便り、図書館利用案内、図書館案内図、返却期限票、資料探索に使うパスファインダー、学習で使う教材プリント、各種思考ツールなどがある。児童生徒に向けて作成するこのような資料についても見やすくわかりやすくする必要があり、現状を見直してみることも大切である。以下、配布資料作成の留意点を示す。

### 見やすい・わかりやすい配布資料作成の留意点

- **文字フォント** 明朝体を避け、丸ゴシック体あるいは、UD 教科書体を使う。
- **文字の工夫** 拡大、行間を広げる、ふりがな、分かち書きなどの工夫を行う。
- **必要に応じて** 以下のような配慮を行う（注1）。
  - 抽象的なことばを避け、シンプルな文章を使う。
  - 絵や写真やピクトグラムの使用。
  - レイアウトは行間を十分に広げ、余白をたっぷりとる。
  - 行数を制限し、ゴシックやUD タイプのはっきりとした大きめの字体を使用する。
  - 漢字を使う場合は、低学年程度のものにルビをつける。
  - 意味のある単位で分かち書きにして、文や単語がまとまって見られるように改行する。

やさしい日本語に言い換える。

(注1) 図書館等のためのわかりやすい資料提供ガイドライン作成委員会「図書館等のためのわかりやすい資料提供ガイドライン」日本障害者リハビリテーション協会 2017 p.14-16  
[https://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/access/guideline/20170301\\_guideline/guideline.pdf](https://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/access/guideline/20170301_guideline/guideline.pdf) (参照 2020.3.31)

#### 方針4 読書補助具・機器を準備する

読書を助ける便利な補助具・機器が開発されている。こうした補助具を必要とする児童生徒が使えるよう、ニーズに合わせて整えておきたい。

- **筆談ボード／コミュニケーションボード** 読書補助具ではないが、準備しておきたい。話が伝わりにくい時に、筆談ボード、絵や図を使ったコミュニケーションボードを使用することでコミュニケーションをスムーズに行うことができる。
- **リーディングトラッカー** 文字の見え方に困難がある場合に限らず、読もうとする行に焦点を絞り集中して読むことができる。カウンター周りなどのわかりやすい場所に設置するとよい。市販品もあるが、手作りすることも可能である。
- **拡大鏡／拡大読書器** 文字が小さくて読みにくい場合に利用すると見やすくなる。文字の拡大はパソコンの拡大機能も役立つ。
- **音声読書器** 文字を音声で読み上げる。拡大読書器と一体となった音声拡大読書器もある。
- **読書灯** 図書館内の照明だけでは暗くて本が読みにくい場合は、机等に読書灯を設置する。
- **書見台（しょけんだい）** 読みやすい角度で、本を見開きのまま置いて読める。また、姿勢をくずさず読書ができる。
- **ページめくり装置／ブックホルダー** ページをめくりできない場合や両手で本を支えることができない場合の補助具。電動ページめくり装置もある。ブックホルダーは本を開いたまま固定することができる。
- **ページ押さえ** ページ押さえを使用すれば片手で読書することができる。ペーパーバックスは携帯性に優れていて書見台としてもページ押さえとしても使用することができる。
- **タブレット端末** マルチメディアディスプレイなどのデジタル資料を使用するときに必要な

機器。

- **耳栓／イヤーマフ** 耳栓やイヤーマフを使えば周囲の音を気にせず読書することができる。どちらも装着感、遮音性に優れたものを準備する。

## 方針5 サイン、レイアウト、施設・設備を改善する

学校図書館を利用するすべての児童生徒、職員等が不自由なく公平に利用できるように、施設・設備の改善と整備に努める。施設・設備は図書館担当職員だけでは容易に解決できない問題もあるが、まず、学校図書館の施設・設備・サイン等の現状をチェックし、サインの改善のように、できることから取り組んでいく必要がある。以下に例示する。

### 1 見やすい・わかりやすいサインと掲示

表示の字体や色使いが認識しづらい、用語が難しい、文字が読めない、サインが気づきにくい場所にあるなどに対して、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れて、不備なところは改善する。

- **文字の大きさ・字体** 文字の大きさは誰でも見やすいように大きくする。字体はゴシック体、UDフォントを使用すると見やすくなる。
- **わかりやすい表現** 難しい用語は避け、できるだけわかりやすくし、使用する場合には必ずふりがなをふる。イラストやピクトグラムなどの絵文字を添えると伝わりやすい。
- **色使い** 色の見え方には個人差があり、人によっては一部の色の組み合わせが区別しにくいことがある。「色覚の多様性に配慮した 案内・サイン・図表等用のカラーユニバーサルデザイン 推奨配色セット（バリアフリーに配慮した見分けやすい色の組み合わせ）」が参考になる（注1）。

### 2 レイアウトの工夫

- **レイアウト** 図書館全体が見渡せるように書架の高さや利用する際の動線に留意しながら図書館備品の配置をする。車いすでも通ることができるよう適度な書架間をとる。手の届く高さに資料を置く。
- **館内環境** 館内全体の適度な明るさを保つ（図書館内の照度）。館内のスピーカーの音量調整をする。視覚障害の利用者がいる学校では、館内床面に案内のための点字ブロック等を設置する。視覚的優位の利用者がいる学校では、集中して視聴するためのプロジェクターや大型スクリーン等を設置する。

### 3 施設・設備の改善

施設・設備の新築、改修における留意点を以下に示す。

- **図書館の改修** 新築、改修する場合は、管理職（校長、副校長、教頭、事務長など）とともに、学校図書館担当者（司書教諭や学校司書など）が設計やレイアウト、設備や備品の選定、購入などに関わることが望ましい。
- **位置** 利用するすべての人にとって利便性のよい場所にあることが望ましい。学校内の中心にあることが来館者の利用促進につながり、より図書館が活性化する。
- **エレベーター** エレベーターのない学校では、一般的に1階に位置することが望ましい。例えば、車いすでの移動、足のけがなどの場合に階段を使わなくても来館が可能になる。図書館資料の移動等などもスムーズに行うことができる。
- **段差** 床は段差を設けず、車いすの利用にも対応できるようバリアフリー仕様になるよう配慮する。

（注1）カラーユニバーサルデザイン推奨配色セット制作委員会「色覚の多様性に配慮した 案内・サイン・図表等用のカラーユニバーサルデザイン 推奨配色セット（バリアフリーに配慮した見分けやすい色の組み合わせ）」 2018年8月更新 <https://jfly.uni-koeln.de/colorset/>（参照2020.3.31） 推奨配色セットのver.4への更新とガイドブックの第2版の発行を行ったとのこと。

### 3 学校図書館におけるアクセシブルな資料の収集と活用

#### 方針6 アクセシブルな資料を収集する

児童生徒の障害の実態は多様化しており、読書の実態もさまざまであることから、学校図書館は視聴覚資料や電子資料、実物資料も含めた多様な資料を整備していく必要がある。

なお、文部科学省の「学校図書館ガイドライン」には、「発達障害を含む障害のある児童生徒や日本語能力に応じた支援を必要とする児童生徒の自立や社会参画に向けた主体的な取組を支援する観点から、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた様々な形態の図書館資料を充実するよう努めることが望ましい。例えば、点字図書、音声図書、拡大文字図書、LLブック、マルチメディアデジタイズ図書、外国語による図書、読書補助具、拡大読書器、電子図書等の整備も有効である。」と記されている。

また、これらの資料は福祉等の調べ学習への対応としても有効である。

- **点字図書** 視覚障害者のために点字で記述された資料。
- **さわる絵本** 主に視覚障害の子が触って楽しめるよう、布やビニールなど触感の違う材料を使って絵の部分が浮き出るよう工夫された絵本。見える人も見えない人も一緒に楽しめる。点字つきのさわる絵本も福音館書店、偕成社、こぐま社などから出版されている。『テルミ』（小学館編集、日本児童教育振興財団発売）はさわって読む雑誌。隔月刊。絵も文字も浮き出ているので、しかも青く浮き出ているので、目で見てもわかる。点字も重ねてあるので、点字を学ぶ教材にもなる。
- **音声図書** 以下のような音声を再生して耳から読書することができるものの総称。  
**オーディオブック** CDに朗読の音声を収録した録音図書。まだ出版数が少ないため、1人で耳から読書したいというニーズ、特に視覚障害やディスレクシアのある中・高校生くらいの年代のニーズに十分応えきれていない。  
**音声デジタイズ** 音声データがCDに収められていて、再生には、プレクストークという再生機を使って再生するか、専用の再生ソフトウェアをインストールしたWindowsパソコンを使う。特徴は読み上げ速度の変更が可能。目次から読みたい章や節、注などに自在に跳べる機能もある。
- **拡大文字図書** 弱視者やディスレクシアの人も読みやすいように、文字の大きさや行間等を調整し、大きな活字で組み直されている。字体も重要で、講談社「大きな文字の青い鳥文庫」はゴシック体でくっきり見え、読みやすい。
- **LLブック** LLはスウェーデン語で、わかりやすく読みやすいという意味。読みやすい文章と写真やイラスト、ピクトグラム（絵文字、絵単語などと呼ばれる。図記号の一種）で構成されている。ピクトグラムを添えることで、文章の意味がつかめなくなっ

ても内容がわかるように工夫されている。絵本以外のものも読んでみたいが読める本がないという、主に中学生以上の年齢層の知的障害のある子どもや、日本語が母語でなくて日本語の読み書きがまだ十分習得できていない子どもたちのニーズに応える作品作りが進められている。しかし、まだ市販作品は少ない。

- **マルチメディアデジター** 音だけではなく文字も絵などの画像も一緒に入っている、電子図書の一種。文字は拡大縮小が可能。読み上げる音声の速度も調整できる。文字だけでなく画像や音声表現を併用することで、文字を読むことが困難な児童生徒に知識・情報を効果的に伝えることができ、知的障害やディスレクシアの人などに有効な媒体といわれている。PCだけでなくタブレット端末に転送してiPadなどでも利用できる。
- **テキストデジター** 文字と画像だけで制作されているが、自分のパソコンや機器に含まれている音声読み上げソフトを使って再生して聞くことができる。文字や図を読みやすく拡大したり、配色の調整なども行える。
- **外国語による図書** 在籍している外国籍の児童生徒の母語で書かれた図書で、児童生徒の年齢や発達に適した図書。やさしい日本語で書かれた日本の事情や文化を知るための資料、日本語を学ぶための資料なども必要である。
- **手話絵本** 手話を使って著した絵本。絵本を楽しみながら、手話も覚えられる。
- **布の絵本** 布でできていて、ひもやファスナーで絵を動かしたり外したりできるのが特徴。手先の訓練やコミュニケーションを育む教材としても利用されている。家庭科の教材等で利用される場合もある。
- **ふりがなのついた図書** 岩波少年文庫、青い鳥文庫、角川つばさ文庫等、ジュニア向け文庫はふりがなが多めについている。
- **マンガ** コマ割りの絵、吹き出しのセリフによって面白く伝わるよう工夫されている、児童生徒には身近な読み物。多様なジャンルがあり、ふりがなもついているので、読みに困難を持つ中・高校生の読書材や学習の導入等に活用することもできる。
- **パネルシアター** パネル布を貼ったボードを舞台に、不織布で作った絵人形等を貼ったり、外したり、裏返したり、動かしたりしながら演じる。お話や歌遊びなどで用いる。お話、歌とともに絵人形等を貼っていくので、目で見てわかりやすく、掛け合いもできる。
- **エプロンシアター** エプロンを舞台に見立て、ポケットから人形を取り出したり、エプロンにつけたりしながら演じる。演技者が全身を使って表現することが可能。子どもたちも人形に触れ合うことで臨場感を味わえる。



- **ペープサート** 紙で作られた人形の動きでストーリーが展開する。登場人物の動きが興味を引き、内容が伝わりやすい。
- **紙芝居** 絵に合わせた演者の語りによって内容が良くわかり、楽しめるよう工夫されている。昔話、四季の行事、交通安全など幅広いジャンルの作品が出版されているので、教材としても利用できる。
- **おもちゃ・実物等** 太鼓や鍵盤がついた音の出る本や図書に載っている「どんぐり」や「まつかさ」等の実物、あるいは文字や数字のカード、絵合わせブロック、ひもを結んだりほどいたり、両手を使って開いて遊ぶなどの遊具を用意しておくことで、機能回復訓練教材としての利用や、体験を通して図書館資料への関心や読書への土壌づくりになることが期待できる。

## 方針 7 アクセシブルな資料を製作する：「著作権法」第 37 条に基づく複製

2010 年に施行された改正「著作権法」第 37 条第 3 項の「視覚障害者等のための複製等が認められる者」に「学校図書館法第 2 条の学校図書館」も加わった。この規定によって、学校図書館は著作権者の許諾を得ることなく利用者が読める形式（点訳、音訳、拡大訳、リライト、デイジー資料など）の複製を行うことが可能となり、より児童生徒のニーズに合わせた資料提供ができるようになった。

ただし、「著作権法」第 37 条第 3 項において「視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍（雑誌、新聞その他の刊行物を含む）について、視覚による表現の認識が困難な者」に限定しているため、日本図書館協会他 5 団体は、同年「図書館の障害者サービスにおける著作権法第 37 条第 3 項に基づく著作物の複製等に関するガイドライン」を作成し、一般の利用登録とは別の「利用登録確認項目リスト」を設け、このサービスが受けられる対象者であることを確認したうえで図書館の障害者サービスを供することとした。

従って、学校図書館においても「利用登録確認項目リスト」（注 1）を作成し、利用する対象者を把握した上で、提供しなければならない。この場合、特別支援学校や特別支援学級に所属している児童生徒は自ずと対象者とみなされるが、通常学級に在籍する読み書きに困難を持つ児童生徒の「利用登録」を行う必要がある。登録に際しては、上記ガイドラインに記されているように診断書や障害者手帳等を持っていない場合も、図書館の判断により登録することができる。学校図書館は、担任や特別支援コーディネータ・教育相談員等と連絡を密にして、該当児童生徒の把握を行い、適切な資料が届くように配慮しなければならない。

なお、点字図書の製作に関しては、「著作権法」第 37 条第 1 項に「公開された著作物は、点字により複製することができる」とあり、点字図書は誰でも製作し利用することができる。

以下、日常の図書館活動で行う「著作権法」第37条に基づく複製の事例を示す。

- **音声化する** 文字を音に変えることに時間がかかり、内容理解が不十分な児童生徒に対し、対面朗読を行う。または、資料を録音して提供する。
- **拡大する** 調べ学習などで必要な資料などを拡大コピーして見やすくする。必要な資料をタブレット端末で写真に撮り画像を拡大することで、読みやすくするなど。
- **リライトする** 調べ学習などの資料を児童生徒の必要に応じて、やさしい日本語になるよう表現や語彙を書き換える。この方法として、NHKのWEBニュース「NEWS WEB EASY」（やさしい日本語で書いたニュース）も参考になる。また、方針3（p.10）に作成時の留意点が表示してあるので参照する。はっきりした大きめの文字フォントの使用、拡大、行間を広げる、ふりがな、分かち書きなど、必要な配慮を行う。
- **点字訳を行う** 視覚障害のある児童生徒のニーズに合わせ、調べ学習用の資料や読み物の本などを点訳する。
- **紙芝居やペープサートなどを製作する** 資料の内容が理解できるように、お話を場面ごとに区切ったり、登場人物に焦点を当てた紙芝居やペープサートなどを作る。
- **音声ペンを使った録音や絵カードなどを製作する** 児童生徒が、繰り返し聞いたり確認できるように、音声ペンに録音し、学習用の絵カードなどを製作する。絵カードや文章・図の必要な部分に貼ったシールに音声ペンで触れることで、音声を再生しながら学習をすすめることができる。
- **マルチメディアデージー図書を製作する** 製作用ソフトウェアを使い、画像と文字データを入力し、音声を入れて作る。製作用ソフトウェアには、無償で提供される「Sigtuna DAR 3JP」（公財・日本障害者リハビリテーション協会）や、市販されている「ChattyInfty3 AI-Talk 版」（特定非営利活動法人サイエンス・アクセシビリティ・ネット）、「PLEXTALK Producer」（シナノケンシ株式会社）などがある。それぞれに特色があり、「PLEXTALK Producer」は、音声デージー、テキストデージーも作ることができる。なお、マルチメディアデージーを含むこれらの資料の製作には、音訳技術など専門的なスキルが必要である。そのため、公共図書館の障害者サービス担当やデージー製作団体等に相談しながらすすめるとよい。また、各地の公立図書館で製作している障害者サービス向け資料を相互貸借によって取り寄せ提供することもできる。

（注1） 青木和子「学校図書館を使ってデージー教科書を」『音声教材普及推進会議 令和元年度会議配布資料 事例発表 狛江市立狛江第三小学校発表資料（東京）』2019.8.22 p.16  
[https://www.mext.go.jp/content/1422868\\_009\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/1422868_009_1.pdf)（参照 2020.3.31）

## 方針8 アクセシブルな資料を製作する：オリジナルな作品づくり

市販されているアクセシブルな図書は多くない。また方針7の対応でもすべての児童生徒のニーズを満たせるとは限らない。そこで、学校図書館は、必要とする児童生徒に必要な資料が提供できるように、やさしく読める資料や児童生徒が楽しく学べる本などのオリジナルな資料を製作する。児童生徒の個々のニーズに沿ったオリジナルな資料である。

実際の製作に当たっては、特別支援に関わる教員や裁縫・点訳等の技術を持つボランティアの協力を得ると行いやすい。以下、製作等に関わる事例を示す。

なお、製作した資料は、近隣の学校図書館との情報共有により、相互貸借に供したり、他館から取り寄せ提供することも考えられる。自館の状況等に合わせ、検討すると良い。

### 1. 学びの資料

- **授業者による製作資料や実践事例の収集** 授業者の協力を得て収集し、児童生徒が資料を利用したり、他の教員が授業づくりで参考にしたりできるようにする。授業での成果物の提供を受ける際はそのまま保存して提供する、あるいは写真を撮り、写真資料として保存提供するなど、必要に応じて対処する。
- **図書館の利用に関連した資料の準備** 自校の図書館を利用した学習内容がわかる資料をいろいろな形式で準備し、誰でもいつでも手にとってみることをできるようにしておく。例えば、学習で用いるワークシートを集めたファイルの作成や図書館オリエンテーションの内容を収めたマルチメディアデジターの作成などを行い、提供する。
- **郷土や地域の情報を集めた資料の製作** 地域の情報を集めた資料を製作して蔵書に加える。地域を調べる学習資料や読書材になる。製作にあたっては、見やすさやわかりやすさに配慮する。見やすい・わかりやすい配布資料の作成については、方針3（p.10）を参照のこと。

### 2. 学習内容を深める読書材

- **布絵本や布おもちゃの製作** サンドイッチやピザづくりの学習に、布でパンや具材などからなる布絵本を製作する。また、数字カードやひもを結んだりほどいたりするようなカードを製作する。
- **LLブックの製作** 児童生徒の身近な題材を取り上げ、オリジナルなLLブックを作る。例えば、調理実習の過程を写真に収めてわかりやすく紹介する、自己紹介の学習を題材にした図書を作るなど。
- **音声ペンを使った録音と絵カードづくり** 学校周辺の名所旧跡等を記入したカードや地図を作成し、音声ペンで再生できるようにする。
- **点訳絵本づくり** 透明なシートに文章を点訳し、児童生徒に身近な題材を取り上げたオリジナルな絵本に貼りつける。絵の部分をさらに凹凸のできる画材で作成することで、見える子も見えない子も楽しめる絵本ができる。

- ・**マルチメディアデージー図書**の製作 製作した LL ブックや児童生徒に身近な事柄をマルチメディア化して、生活年齢や興味に合う図書を作る。読み上げられた音声に従って文字を目で追いながら読む楽しさを体験したり、手の麻痺などで本をめくることが苦手な児童生徒もタブレット端末のスイッチを押して読むことができる。個々のニーズに合わせて利用できる。

## 方針9 電子図書が読める環境の整備を行う

近年 ICT を使った読書支援が広まりを見せており、学校図書館も積極的に電子図書が読める環境を整備していきたい。発達障害などにより、読み書きに困難を抱えている児童生徒が利用する ICT 端末には、端末機能のアクセシビリティを起動し、読み上げや文字の拡大・画面の色変えなどが行えるよう設定を変更したり、マルチメディアデージー図書が読める再生ソフトをインストールして、視覚だけではなく聴覚も使って読書ができる環境を整える。以下再生用のソフトウェアについて述べる。

### 1 デージー再生用ソフトウェア

マルチメディアデージー図書を利用するには再生用ソフトウェアが必要になる。以下のような種類が無償で提供されたり市販されているので、利用するソフトウェアを検討し、ダウンロードしておく。

#### PC用 (Windows)

- AMIS (無償版) (AMIS: adaptive multimedia information system)
- ChattyBooks (無償版: 無償利用は非営利目的で利用する場合に限る)
- EasyReader Express (無償版: デージー教科書に同梱されている再生ソフト)
- いーリーダー

#### iPad・iPhone・iPod touch用

- ボイス オブ デージー 5
- いーリーダー
- ChattyBooks(iOS 版)

### 2 マルチメディアデージー図書

マルチメディアデージー図書を作成し提供している団体は以下の通り。利用に当たっては、団体ごとに申請手続きが必要なため、それぞれの団体の HP を参照のこと。

#### ・公益財団法人伊藤忠記念財団「わいわい文庫」

伊藤忠株式会社が社会貢献事業の一環として、障害があるために紙の本では読むことが困難な子どもたちへの読書支援を目的に、2010(平成21)年より児童書を電子図書の国際規格であるマルチメディアデージーに編集し、「わいわい文庫」と名づけ、全国の学校・図書館・医療機関等の団体に無償で提供している。毎年、3~4枚のCDと共に実

践事例集『わいわい文庫活用術』も配布されるので、利用の参考になる。「わいわい文庫」として提供される作品は2019年現在で505作品（内、障害の有無にかかわらず利用できるのは155作品）あり、HPで蔵書検索ができる。CDに再生用ソフトがついているので、再生用ソフトウェアが入ってなくてもパソコンやタブレットで見ることができる。

• **NPO 法人サイエンス・アクセシビリティ・ネット（サクセスネット）「チャティ文庫」**

サクセスネットは視覚障害や発達障害などにより読み書きに困難がある人達を支援するためのソフトウェア開発と、データ制作、その他の支援活動をする認定特定非営利活動法人。「チャティ文庫」はマルチメディアデイスリーによる音声つき電子図書の文庫で、児童書は7作品、教科書に載っている作品は141作品。全ての漢字にルビを付与し、教科書作品は単語単位に分かち書き。読み上げ時のハイライト単位（フレーズ）も2～3文節程度に短くしてある。

• **公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会「マルチメディア DAISY 図書」「DAISY ライブラリー」**

日本障害者リハビリテーション協会は、国内外における障害者のリハビリテーションに関する調査研究、国際的連携の強化、障害者リハビリテーション事業に寄与することを目的として設立された公益財団法人。発達障害等の児童生徒のために電子図書の開発、普及も行い、「マルチメディアデイスリー教科書」に加えて、誰でも購入できる「マルチメディア DAISY 図書」と会員登録して購入できる「DAISY ライブラリー」がある。

### 3 音声教材

音声教材とは、発達障害等により、通常の検定教科書では文字や図形等を認識することが困難な児童生徒に向けて製作され、パソコンやタブレット等の端末を活用して学習するための教材である。

「教科書バリアフリー法」に基づき、教科書発行者から提供を受けた教科書デジタルデータを活用し、ボランティア団体等が製作している。文部科学省は、以下の団体（2019年11月現在は、以下の6団体）に調査研究を委託しており、その成果物である音声教材を読み書きが困難な児童生徒に無償提供している。

これらの音声教材は、著作権法37条第3項に該当し、その利用については視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、視覚による表現の認識が困難な者に限定される。利用に当たっては、団体ごとに申請手続きが必要なため、それぞれの団体のHPを参照のこと。

• **日本障害者リハビリテーション協会「マルチメディアデイスリー教科書」**

音声、本文等テキスト、挿絵等の図版を含む。ハイライト機能あり。音声は肉声及び合成音声。視覚と聴覚から同時に情報が入り内容理解がしやすい。小・中学校の教科書を中心に作成。パソコンやタブレット端末にて利用可能。

- **東京大学先端科学技術研究センター「AccessReading」**

音声、本文等テキスト、挿絵等の図版を含む。ハイライト機能あり。音声は合成音声。視覚と聴覚から同時に情報が入り内容理解がしやすい。小・中・高校の教科書を対象。Word版のものとEPUB版の2種類を作成。パソコンやタブレット端末にて利用可能。

- **NPO 法人エッジ「音声教材 BEAM」**

音声のみの教材（テキストや挿絵等の図版はなし）。音声は合成音声。小・中学校の国語・社会を中心に作成。スマートフォン、ICレコーダー等、mp3ファイルが再生可能な機器で利用可能。データ容量が軽く、操作が簡便。

- **茨城大学「ペンでタッチすると読める音声付教科書」**

音声、本文等テキスト、挿絵等の図版を含む。通常の教科書と見た目はほぼ同じ。音声は肉声。小・中学校の国語を中心に作成。音声ペンをタッチして読むことで意識が紙面に向き、能動的な読書になる。鉛筆やペンでの書き込みが可。

- **広島大学「文字・画像付き音声教材」**

サイズ等の変更が可能なテキストを合成音声で読み上げる。読み方を指定しているため正確に読み上げる。単語の辞書検索も可能。音声読み上げ中、同じページ番号の原本教科書画像データに表示切り替え可能なため、授業中、授業者の指示に対応しやすい。小中学校を中心に製作。iPad、iPhoneなどのiOS機器にて利用可能

- **愛媛大学教育学部「UNLOCK」**

音声、本文等テキストを含む（挿絵等の図版はなし）。音声は合成音声（一部肉声）。小・中・高の教科書を対象。電子辞書等を用いて、テキスト形式(.txt)ファイルを表示、文字を読みやすい大きさに変更可能。あわせて音声を再生可能。電子辞書で調べ学習にも対応。

## 方針 10 図書館協力を行う

学校図書館が図書館の利用や読み書きに困難を持つ児童生徒の多様なニーズに応える取り組みを行うことは、他の児童生徒にとっても利用しやすい図書館になることにつながる。

小・中・高等学校、特別支援学校それぞれ現状に課題はあるが、小・中・高等学校の図書館活用の取り組みや特別支援学校での特別なニーズを持つ子どもたちに対する手立てなど、学校図書館がお互いに実践例を交流することにより、困り感のある子どもたちへの支援や読書環境の改善に努めたい。

また、アクセシブルな資料は出版数も少なく、また1冊あたりの価格も割高であるため、児童生徒のニーズに応えるためには、学校図書館や公共図書館との相互貸借による図書館協力が不可欠である。

以下、点字資料・音声資料などを収集提供している主な図書館の取り組みを紹介する。ニーズに合わせ活用するとよい。また、自校で製作した視覚障害者等用データを国立国会図書館に提供することで、全国規模で有効活用ができることにも目を向けたい。

## 1. 国会図書館やサピエ図書館を利用する

### • 国立国会図書館

国立国会図書館が製作した学術文献録音図書データ等と、図書館等が製作し国立国会図書館が収集した視覚障害者等用データ（各種デイジーデータ、点字データ等）を、視覚障害者等個人の方や図書館等にインターネット経由で送信するサービスを行っている。

国立国会図書館の利用には年齢制限があり、登録に当たっては18歳以上の規定が定められているが、視覚障害者等を対象とした上記のサービスについては、2019年2月から、満18歳未満の利用者に対しても、視覚障害その他の理由で印刷物の読書が困難な場合、登録が可能になっている。

学校図書館がこのデータ送信サービスを利用するには、国立国会図書館の規則に従って申請手続きを行い、データ送信サービスの利用の承認を受け、送信承認館になることが必要である。あるいは、送信承認館になっている公共図書館と連携し、公共図書館を通じて、視覚障害者等用データ（各種デイジーデータ、点字データ等）を読書困難のある児童生徒に提供することも可能である。

### • サピエ図書館（全国視覚障害者情報提供施設協会）

会員施設・団体が製作または所蔵する点字図書や録音図書に関する書誌データベース（約70万点）があり、そのうち各種デイジーデータや点字データのダウンロードなどが可能である。サピエ図書館から登録者自身がインターネットを経由してダウンロードして利用できる。

学校図書館がサピエ図書館のデータ送信サービスを利用するには、サピエ図書館の規則に従って申請手続きを行い、利用料を収めて、サピエの施設・団体会員に登録することが必要である。学校図書館が提供する場合は、パッケージ型CDなどにデータをダウンロードして、利用者に提供する。あるいは、サピエの施設・団体会員に登録している公共図書館と連携し、公共図書館を通じて、各種デイジーデータ、点字データ等を児童生徒に提供することも可能である。

## 2. 学校図書館で製作した視覚障害者等用データを国立国会図書館へ提供する

学校図書館で、「著作権法」第37条第3項に基づき製作したり、校内で独自に製作した視覚障害者等用データを国立国会図書館に提供することにより、国立国会図書館の視覚障害者等用データ送信サービスを通じて、学校図書館だけに留まらず、公共図書館を含む全国で利用することが可能になる。

視覚障害者等用データの提供にあたっては、まず国立国会図書館と覚書の締結を行い、データ提供館になることが必要である。国立国会図書館が収集している視覚障害者等用データの種類は、音声デイジー、音声ファイル、マルチメディアデイジー、EPUB3、テキストデイジー、テキストデータ（未校正テキストデータを含む）、透明テキスト付PDF、点字データなどである。

## 4 資料の紹介

### (1) 条約・法律 (2020年3月現在)

- ・外務省「障害者の権利に関する条約 (略称：障害者権利条約)」  
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000031633.pdf>
- ・「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」(令和元年法律第49号) 2019年6月公布  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/ikusei/gakusyushien/\\_icsFiles/afieldfile/2019/07/09/1418383\\_2\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/_icsFiles/afieldfile/2019/07/09/1418383_2_1.pdf)
- ・内閣府「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(平成25年法律第65号)  
[https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/law\\_h25-65.html](https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/law_h25-65.html)

### (2) 宣言・ガイドライン・基準

- ・「IFLA/ユネスコ学校図書館宣言」  
<https://archive.ifla.org/VII/s11/pubs/manifest.htm>  
長倉美恵子・堀川照代/訳「ユネスコ学校図書館宣言」『図書館雑誌 94(3)』2000 P170-171
- ・国公立大学図書館協力委員会・(公社)全国学校図書館協議会・全国公共図書館協議会・専門図書館協議会・(公社)日本図書館協会「図書館の障害者サービスにおける著作権法第37条第3項に基づく著作物の複製等に関するガイドライン」2019年11月1日改定  
<http://www.jla.or.jp/Portals/0/html/guideline20191101.htm>
- ・日本図書館協会障害者サービス委員会「図書館における障害を理由とする差別の解消の推進に関するガイドラインQ&A」2017年3月3日  
<https://www.jla.or.jp/portals/0/html/lsh/guidelineqa.html>
- ・図書館等のためのわかりやすい資料提供ガイドライン作成委員会「図書館等のためのわかりやすい資料提供ガイドライン」日本障害者リハビリテーション協会 2017  
[https://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/access/guideline/20170301\\_guideline/guideline.pdf](https://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/access/guideline/20170301_guideline/guideline.pdf)
- ・日本図書館協会「図書館における障害を理由とする差別の解消の推進に関するガイドライン」2016年3月18日  
[https://www.jla.or.jp/portals/0/html/lsh/sabekai\\_guideline.html](https://www.jla.or.jp/portals/0/html/lsh/sabekai_guideline.html)
- ・文部科学省「学校図書館ガイドライン」(学校図書館の整備充実について 文科初第1172号)平成28年11月29日  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/dokusho/link/1380597.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/link/1380597.htm)
- ・日本図書館協会「図書館利用における障害者差別の解消に関する宣言」2015年12月18日



<http://www.jla.or.jp/demand/tabid/78/Default.aspx?itemid=2785>

- 日本図書館協会『読みやすい図書のためのIFLA指針（ガイドライン）改訂版』2012  
<https://www.ifla.org/files/assets/hq/publications/professional-report/120-ja.pdf>
- (公社) 日本図書館協会学校図書館部会「日本図書館協会学校図書館部会 学校図書館施設設備基準」2019  
[www.jla.or.jp/divisions/school/tabid/199/Default.aspx](http://www.jla.or.jp/divisions/school/tabid/199/Default.aspx)

### (3) 図書

- 日本図書館協会障害者サービス委員会『図書館利用に障害のある人々へのサービス〈上巻・下巻〉』日本図書館協会 2018
- 日本図書館協会障害者サービス委員会『障害者サービスと著作権法』日本図書館協会 2014
- 玉村公二彦・黒田学他『新版・キーワードブック特別支援教育 インクルーシブ教育時代の基礎知識』クリエイツかもがわ 2019
- 中邑賢龍・近藤武夫『発達障害の子を育てる本 スマホ・タブレット活用編』講談社 2019
- 村上由美『ちょっとしたことでうまくいく 発達障害の人が上手に暮らすための本』翔泳社 2018
- 月森久江『教室でできる特別支援教育のアイデア中学校・高等学校編 ささまざまな生徒へ個別のニーズに対応する通常学級での支援方法』図書文化 2012
- 牧野綾『読みたいのに読めない君へ、届けマルチメディア DAISY』日本図書館協会 2018
- 河野俊寛『読み書き障害のある子どもへのサポートQ&A』読書工房 2012
- 奥村智人『教室・家庭でできる「見る力」サポート&トレーニング 発達障害の子どもたちのために』中央法規出版 2011
- 藤沢和子・服部敦司『LLブックを届ける・やさしく読める本を知的障害・自閉症のある読者へ』読書工房 2009
- 教育出版CUD事務局『カラーユニバーサルデザインの手引き』教育出版 2012
- 野口武悟・児島陽子・入川加代子『多様なニーズによりそう学校図書館 特別支援学校の合理的配慮を例に』(シリーズ学校図書館) 少年写真新聞社 2019
- 野口武悟・成松一郎『多様性と出会う学校図書館 一人ひとりの自立を支える合理的配慮へのアプローチ』読書工房 2015

監修

野口武悟 専修大学文学部教授

「学校図書館における特別なサービスと資料の提供に関する基本方針」

作成チーム

高橋恵美子 日本図書館協会学校図書館部会部会長

青木和子 狛江市立狛江第三小学校 学校司書

入川加代子 鳥取大学附属特別支援学校 学校司書

児島陽子 鳥取県立白兔養護学校 教諭

生井恭子 東京都立墨東特別支援学校 司書教諭

松本美智子 神奈川県立生田高等学校 学校司書  
日本図書館協会学校図書館部会幹事

山本恵美子 島根県立出雲養護学校 学校司書